

消費者契約法の改正について

検討事項	左記に対応した条例・規則	対応（案）
<p>1. 取り消しうる不当な勧誘行為の追加等</p> <p>(1) 社会生活上の経験不足の不当な利用</p> <p>①不安をあおる告知 (例) 就活中の学生の不安を知りつつ「このままでは一生成功しない」などと告げて勧誘</p> <p>②恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用 (例) 消費者の恋愛感情を知りつつ「契約してくれないと関係を続けられない」などと告げて勧誘</p> <p>(2) 加齢等による判断力の低下の不当な利用 (例) 認知症で判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ「この食品を買って食べなければ今の健康は維持できない」と告げて勧誘</p> <p>(3) 靈感等による知見を用いた告知 (例) 「私は霊が見える。あなたには悪霊が憑いておりそのままでは病状が悪化する。」などと告げて勧誘</p> <p>(4) 契約締結前に債務の内容を実施等 (例) 注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求</p> <p>(5) 不利益事実の不告知の要件緩和 (例) 「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを故意に告げずに販売</p> <p>(6) 過量な内容の契約の取り消し（28年改正） (例) 高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる</p> <p>(7) 重要事項の範囲の拡大（28年改正） (例) 「床下にシロアリがあり、家が倒壊する。」と契約の目的物に関しない事項についての不実告知により契約を締結。</p>	<p>○ 規則別表4 条例第16条第1項第4号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(2) 消費者の不幸を予言し、又は示唆し、消費者の不安をあおる言動その他の消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>(4) 恋愛感情を利用し、又は親切を装うことにより生じた消費者の心理的な負担を利用して、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表2 条例第16条第1項第2号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(2) 年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表4 条例第16条第1項第4号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(2) 消費者の不幸を予言し、又は示唆し、消費者の不安をあおる言動その他の消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表4 条例第16条第1項第4号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(11) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等に商品を送付し、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>(12) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、消費者の住居等において商品等の供給を行い、代金その他の名目による対価を請求することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表3 条例第16条第1項第3号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(1) 供給する商品等の品質、安全性及び内容、取引の条件その他の取引に関する事項その他の消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項に関する情報であって、事業者が保有し、又は保有すべきものを消費者に提供せず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表2 条例第16条第1項第2号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(2) 年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(5) 消費者にとって過大な量の又は不当に長期にわたる商品等の供給を内容とする契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表3 条例第16条第1項第3号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(9) 第1号から前号までに掲げるもののほか、消費者に対し、商品等に関する重要事項に係る情報を提供せず、事実と異なる情報その他の誤認させる情報を提供し、又は将来において不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>➤ 消費者契約法改正に伴い、新たに追加された取り消しうる不当な勧誘行為や無効となる不当な契約条項等については、現行条例及び規則においても不当な取引方法として既に規定していることから、改正は要しないと考えられる。</p> <p>また、事業者の努力義務の明示等についても、既に現行条例で対応していることから、同じく条例改正は要しないと考えられる。</p>

<p>2. 無効となる不当な契約条項の追加等</p> <p>(1) 消費者の後見等を理由とする解除条項 (例)「賃借人(消費者)が成年後見人になった場合、直ちに、賃貸人(事業者)は契約を解除できる」</p> <p>(2) 事業者が自分の責任を自ら決める条項 (例)「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」</p> <p>(3) 事業者の債務不履行等の場合でも消費者の解除権を放棄させる条項(28年改正) (例)「いかなる場合でも解除できません。」</p>	<p>○ 規則別表5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法 (13) 法令の規定に比べて消費者の権利を制限し、又は義務を加重する等信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法 (9) 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じた事業者の損害賠償の責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は契約の目的物の瑕疵に係る事業者の修補する責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。</p> <p>○ 規則別表5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法 (11) 消費者による契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張をすることができる権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。 (13) 第1号から前号までに掲げるもののほか、法令の規定に比べて消費者の権利を制限し、又は義務を加重する等信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益を与えることとなる内容の契約を締結させること。</p>
<p>3. 事業者の努力義務の明示</p> <p>(1) 条項の作成：解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮</p> <p>(2) 情報の提供：個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供</p>	<p>○ 条例第4条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。 (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。 (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。</p> <p>○ 条例第4条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。 (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。 (3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産等の状況に配慮すること。</p>